

# 第206回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年6月26日（金曜日）  
午前10時

**開催場所** 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
国際ファッションセンタービル10階  
(KFC Room101~103)

**議決権行使期限** 2026年6月25日（木曜日）  
午後5時30分まで

## 決議事項

---

- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件
  - 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
  - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）  
に対する譲渡制限付株式の割  
当てのための報酬改定の件
- 

**富士紡ホールディングス株式会社**

証券コード：3104

証券コード：3104

2026年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号  
富士紡ホールディングス株式会社  
取締役社長 井 上 雅 偉

## 第206回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第206回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.fujibo.co.jp/ir/stock/stockholders/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております  
ので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、ご確認ください  
ますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択する  
ことをご確認いただけます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使  
書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、後記の「インターネットによる議  
決権行使のお手続について」（3頁から4頁まで）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力  
いただくか、いずれかの方法により、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権  
を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横綱一丁目6番1号  
国際ファッションセンタービル10階（KFC Room101～103）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第206期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第206期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件  
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
  - (1) ご返送いただいた議決権行使書用紙に、議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
  - (2) 書面およびインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
  - (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・計算書類の個別注記表
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。  
QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行  
使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット  
による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を  
有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使され  
た場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株  
主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 【ご参考】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォ  
ーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、利益配分については経営環境や業績動向等を総合的に勘案し、長期安定的にかつ業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。具体的には、連結配当性向35%を目標とするとともに、株主資本配当率（DOE）3.5%を下限としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき105円といたしたいと存じます。これにより、中間配当75円を加えました当期の年間配当は、1株につき180円となります。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
  
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金105円  
総額1,180,119,045円
  
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

(注) 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、紡績会社として1896年（明治29年）に創業して以来、130年にわたり、時代が求める新たな技術や製品を提供することで価値を創造し、着実に成長を続けてまいりました。

近年では、生活衣料事業（繊維事業）の構造改革を進めるとともに、収益性・成長性の高い研磨材事業および化学工業品事業へ経営資源を集中してまいりました。このような事業ポートフォリオの変革と今後の事業運営方針を踏まえ、現行定款第1条を変更し、商号を「富士紡ホールディングス株式会社」から「フジボウホールディングス株式会社」へ変更するものであります。

なお、本定款一部変更の効力発生日を2026年10月1日とする旨の附則を設け、効力発生日経過後、これを削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則  (商号) 第1条 当社は <u>富士紡ホールディングス株式会社</u> (英文で表わす場合は、Fujibo Holdings, Inc.) と 称する。  (新設)	第1章 総 則  (商号) 第1条 当社は <u>フジボウホールディングス株式会社</u> (英文で表わす場合は、Fujibo Holdings, Inc.) と 称する。  附 則 <u>第1条の変更は、2026年10月1日をもって効力を 生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更 の効力発生日経過後これを削除する。</u>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会を設置しております。取締役候補者については、指名委員会において、指名方針と手続、原案等を審議のうえ、その答申に基づいて取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	井上 雅 偉 (1964年4月16日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1987年4月 当社入社 2015年8月 当社機能品事業開発部長 2017年1月 当社執行役員、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 2017年9月 当社執行役員、大阪支社長、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長、フジボウトレーディング(株)代表取締役社長、アングル(株)代表取締役社長 2018年1月 当社執行役員、機能品事業開発部長、フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長 2018年5月 当社執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2018年11月 当社執行役員、機能品事業開発部長、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員、近未来商品開発統括部機能品開発部長、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2020年4月 当社執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2020年6月 当社取締役、上席執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2021年5月 当社取締役、上席執行役員 2022年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る	14,942株
<取締役候補者とした理由> 井上雅偉氏は、当社の開発部門の責任者や事業子会社の代表取締役社長を務めたのち、2022年6月からは当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者いたしました。			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ひらの おさむ 平野 治 (1960年12月9日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1984年 4月 当社入社 2010年11月 当社人財育成室長 2015年 4月 当社総務人事部総務担当部長 2015年 6月 当社総務部長 2017年 4月 当社総務部長、人事部担当部長 2018年 8月 当社執行役員、秘書室長 2022年 6月 当社取締役、上席執行役員、秘書室長 2023年 6月 当社代表取締役、常務執行役員、秘書室長 2025年 6月 当社代表取締役、専務執行役員、秘書室長 現在に至る  (現在の担当) 人事統括、総務担当 秘書室長	10,849株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;            平野治氏は、当社の管理部門の責任者を務めるとともに、2023年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	さ さ き たつ や 佐々木 辰也 (1964年5月8日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年4月 (株)三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行 2011年9月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経営企画部長兼人事部長 2013年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行) プライベートバンキング部長(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ同部長兼務) 2015年5月 同行広報部長(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ同部長兼務) 2018年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 常務執行役員、コンサルティング事業本部営業本部長 2022年7月 当社経営企画部顧問 2022年10月 当社執行役員、財務経理担当部長 2023年6月 当社取締役、上席執行役員、財務経理部長 2024年6月 当社取締役、上席執行役員 2025年6月 当社代表取締役、常務執行役員 現在に至る  (現在の担当) 経営企画統括 財務経理・IR・リスク管理担当	3,919株
<取締役候補者とした理由> 佐々木辰也氏は、金融機関において責任ある職歴を歩まれたのち、2025年6月からは当社の代表取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者いたしました。			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	もちづき よしみ 望月吉見 (1966年11月24日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1989年4月 当社入社 2013年3月 フジボウ愛媛(株)壬生川工場長 2015年10月 同社取締役、常務執行役員 2017年5月 同社取締役、専務執行役員 2018年1月 同社取締役、副社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2021年6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 2025年6月 当社取締役、常務執行役員、フジボウ愛媛(株)代表取締役社長 現在に至る  (現在の担当) 研磨材事業統括、知的財産担当 (重要な兼職の状況) フジボウ愛媛(株)代表取締役社長	7,177株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;            望月吉見氏は、当社の事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2021年6月からは当社の取締役を務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	と さ か こ う じ 戸 坂 浩 二 (1967年8月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1990年4月 (株)三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行) 入行 2015年10月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行) 青葉台支店長 2018年4月 (株)三菱UFJ銀行西葛西支店長 2019年11月 当社経営企画部特命部長 2020年5月 当社経営企画部特命部長、柳井化学工業(株)取締役副社長執行役員 2021年5月 当社経営企画部特命部長、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2021年6月 当社執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 2025年6月 当社取締役、上席執行役員、柳井化学工業(株)代表取締役社長 現在に至る  (現在の担当) 化学工業品事業統括、環境安全推進担当 (重要な兼職の状況) 柳井化学工業(株)代表取締役社長	3,460株
<取締役候補者とした理由> 戸坂浩二氏は、金融機関において責任ある職歴を歩まれたのち、当社の事業子会社の代表取締役社長を務めるとともに、2025年6月からは当社の取締役に務めております。当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役としてふさわしい人物であると判断し、候補者といたしました。			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ルース・マリー・ジャーマン (1966年5月30日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1988年12月 (株)リクルート入社 1992年6月 翻訳・通訳活動 2000年12月 (株)スペースデザイン入社 2008年4月 同社取締役 2012年4月 (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る 2020年6月 (株)KADOKAWA社外取締役 現在に至る 2024年3月 アース製薬(株)社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 (株)KADOKAWA社外取締役 アース製薬(株)社外取締役	4,100株
<社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> ルース・マリー・ジャーマン氏は、コンサルタントとして外国人顧客への営業戦略に関する豊富な知識と経験を持たれており、その専門的な知見と女性の視点を当社の経営に活かしていただくため、候補者といたしました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	さとう りえこ 佐藤 梨江子 (1964年12月6日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1990年4月 東京電力(株) (現東京電力ホールディングス(株)) 入社 2013年4月 同社執行役員、カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント 2016年4月 東京電力エナジーパートナー(株)常務取締役 2017年6月 同社監査役 2022年6月 東京パワーテクノロジー(株)常任監査役 2022年6月 当社社外取締役 現在に至る 2025年6月 (株)テプコシステムズ常任監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)テプコシステムズ常任監査役	1,700株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要&gt;            佐藤梨江子氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および女性の視点を当社の経営に活かしていただくため、候補者いたしました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p>			
8	つば た たか ひろ 壺田 貴弘 (1957年5月15日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1981年4月 岩田塗装機工業(株) (現アネスト岩田(株)) 入社 2000年4月 アネスト岩田(株)塗装システム部長 2001年6月 同社取締役、塗装システム部長 2003年4月 同社取締役、塗装機器部長兼塗装システム部長 2004年4月 同社取締役、塗装機部長 2008年4月 同社代表取締役社長 2014年4月 同社代表取締役、社長執行役員 2022年4月 同社取締役会長 2023年7月 同社相談役 2024年6月 当社社外取締役 現在に至る	800株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要&gt;            壺田貴弘氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、候補者いたしました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	たか い たか よし 高 井 孝 佳 (1963年6月13日生) 新任 社外 独立	1986年4月 (株)横浜エージェンシー(現(株)横浜エージェンシー&コミュニケーションズ)入社 1988年4月 (株)エバラコーポレーション入社 2000年1月 エバラ食品工業(株)入社 2004年4月 同社広報室長 2007年4月 同社経営企画室長 2007年10月 同社執行役員、経営企画本部長 2011年6月 同社取締役、経営統括部門担当 2012年4月 同社専務取締役 2018年4月 同社取締役副社長 2021年4月 同社代表取締役副社長 2022年4月 同社代表取締役副社長、(株)エバラビジネス・マネジメント代表取締役社長 2022年7月 同社特別相談役、(株)エバラビジネス・マネジメント代表取締役社長 2023年4月 (株)エバラビジネス・マネジメント特別相談役 2024年4月 同社顧問 現在に至る 2025年5月 M&Aロイヤルアドバイザー(株)社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)エバラビジネス・マネジメント顧問 M&Aロイヤルアドバイザー(株)社外取締役	0株
<社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 高井孝佳氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、候補者いたしました。同氏には、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子、壺田貴弘および高井孝佳の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社はルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子および壺田貴弘の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は高井孝佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. ルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子および壺田貴弘の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってルース・マリー・ジャーマン氏が7年、佐藤梨江子氏が4年、壺田貴弘氏が2年となります。
5. 当社は、定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、ルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子および壺田貴弘の3氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。

す。ルース・マリー・ジャーマン、佐藤梨江子および壺田貴弘の3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、高井孝佳氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「所有する当社の株式の数」は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

### (ご参考) 当社の取締役および監査役に求める知見や専門性（スキル・マトリックス）

	氏名	独立役員	性別	企業経営 経営戦略	生産技術 安全・品質	営業・マー ケティング	法務・リスク マネジメント	国際性	財務・会計
取締役	井上 雅 偉		男性	●	●	●			
	平野 治		男性	●			●		
	佐々木 辰也		男性	●		●	●		●
	望月 吉見		男性	●	●				
	戸坂 浩二		男性	●	●	●	●		●
	ルース・マリー・ジャーマン	●	女性	●		●		●	
	佐藤 梨江子	●	女性	●		●	●		
	壺田 貴弘	●	男性	●	●	●		●	
	高井 孝佳	●	男性	●			●	●	●
監査役	野口 篤 謙		男性	●			●		●
	岡本 勝彦	●	男性	●			●		●
	大塚 幸太郎	●	男性				●		
	藤居 勝也	●	男性	●			●		●

#### 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額72百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、今後の更なる業容拡大と経営体制の強化に備えるとともに、役員報酬制度を機動的に運用することができるようにするため、また、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）、監査役の報酬額を年額90百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

本議案の内容は、上記の目的によるものであるとともに、上記の諸般の事情を考慮したものであり、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会の審議および答申も経ていることから、相当なものであると判断しております。

さらに、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告34頁から36頁までに記載のとおりですが、2026年5月15日開催の当社取締役会で、本総会において本議案および第5号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件」をご承認いただくことを条件に、その内容を変更することを決議しており、その変更後の内容は株主総会参考書類20頁から22頁までに記載のとおりです。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）、監査役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は9名（うち社外取締役4名）、監査役は4名となります。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。また、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てること（当該譲渡制限付株式による株式報酬制度を以下「本制度」といいます。）、上記の取締役の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内とすること、および各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は、15,000株（現在は2026年4月の株式分割により、45,000株となっております。）とすること、ならびに対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当該割当てを受けた日から、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることなどを決議いただいております。

今般、当社は、対象取締役に對し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高めるとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、①対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内に改定すること、②各事業年度において対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の上限を20,000株に改定すること、③対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を「割当てを受けた日から、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員いずれの地位からも退任もしくは退職する日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間」に改定すること（以下「本改定」と総称します。）、ならびに④各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については報酬委員会による審議および答申を経て、取締役会において決定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。また、本改定に伴って、本制度における譲渡制限の解除条件等についても必要な修正を加えることとなります。なお、本改定は、今後割り当てられる譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに割当て済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

本改定後の本制度の内容は以下のとおりです。

## 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

本制度において、当社は、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として年額60百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社の取締役会において決定します。

また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結していることを条件として支給します。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の上限は、20,000株とします。なお、本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬としての金銭報酬債権の支給および譲渡制限付株式の割当ての決定は、各事業年度において行うこととします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職する日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、割当てを受けた日の直前

に開催された定時株主総会の開催日からその次に開催される定時株主総会の開催日までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、上記（１）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（１）のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### （３）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認めた理由による場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、本割当株式のうち上記（２）の譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

### （４）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に係る株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

## ４．譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案は、対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高めるとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するものであり、委員の過半数が独

立社外取締役で構成される報酬委員会の審議および答申も経ております。

また、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その概要は事業報告34頁から36頁までに記載のとおりですが、2026年5月15日開催の当社取締役会で、本総会において第4号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」および本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を変更することを決議しており、その変更後の内容は、以下のとおりです。本改定を踏まえても、本譲渡制限付株式の割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は、本総会で承認された年額の上限の範囲内とし、また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年5月15日時点）に占める割合は0.06%とその希釈化率は軽微であると考えられます。

以上から、本議案の内容は、相当なものであると判断しております。

## **（ご参考：第4号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」による改定および本議案による改定の後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針）**

### **1. 基本方針**

当社の取締役の報酬は、透明性、客観性を確保したうえで株主と価値共有を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①金銭報酬および②株式報酬により構成される。金銭報酬は、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）の範囲内で、役位に応じた固定報酬としての基本報酬（①ア）と前年度の連結業績に応じて変動する短期インセンティブ報酬（①イ）の二つにより構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、①ア固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

### **2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）**

金銭報酬たる基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役割・責任および受任に伴うリスクや負担に対する対価として、役位別に固定額を設定する。

### **3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針（当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）**

金銭報酬たる業績連動報酬等（短期インセンティブ報酬）については、次のとおりとする。

- ・役位に基づく基準額に対し、全社業績と管掌組織業績の評価を役位に応じて次のウエイトで反映させる。

目標	KPI	ウエイト	
		代表取締役	取締役
全社業績	営業利益（年度目標比）	75%	50%
	ROIC（年度目標比）	20%	15%
	TSR（単年TOPIX比）	5%	5%
管掌組織業績	担当会社または担当組織の年度目標	—	30%

- ・前年度の全社業績および管掌組織業績（代表取締役以外）の評価を反映させた個人別の報酬額を算出し、毎月一定の時期に基本報酬と合わせて金銭により支給する。
- ・全社業績は、会社として重要度が高く、役員共通で意識すべき項目である営業利益・ROIC・TSRをKPIとして設定する。
- ・管掌組織業績は、各役員の担当会社または担当組織の業績向上に対する責任と貢献度を評価するため、当該領域の年度目標に基づくKPIを設定する。
- ・短期インセンティブ報酬額は、全社業績と管掌組織業績の評価を総合的に勘案して、基準額の80%～120%の範囲で変動させる。

#### 4. 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、譲渡制限付株式または株式報酬）とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（社外取締役を除く）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各事業年度において一定の時期に割り当てるものとする。

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として、年額60百万円以内の範囲内で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切な水準の数の株式が割り当てられる額の金銭報酬債権を支給し、当該取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとする。各事業年度において当該取締役に割り当てる譲渡制限付株式の株式数は、総数20,000株を上限として、また、その払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける当該取締役に特に有利な金額とはならない範囲で、取締役会で決定するものとし、譲渡制限期間は、割当てを受けた日から、当社の取締役（社外取締役を除

く) および執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職する日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書(当該割当てを受けた日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書)が提出される日のいずれか遅い日までの期間とする。

#### **5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の種類別の比率の目安は、基本報酬:短期インセンティブ報酬:株式報酬=5:4:1とする。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

#### **6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項(取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項を含む)**

取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬および短期インセンティブ報酬の額については、取締役会決議に基づき、取締役会の下に設置する報酬委員会がその決定について委任を受けるものとする。当該委任を受けた決定権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されるものとする。

また、取締役(社外取締役を除く)の株式報酬の内容の決定については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の金銭報酬債権の額および割当株式数を決定する。

#### **7. 以上のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項**

株式報酬について、当社は、取締役(社外取締役を除く)にとって、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切なものとなるよう、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、割当てを受けた日の直前に開催された定時株主総会の開催日からその次に開催される定時株主総会の開催日までの期間(役務提供期間)が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合その他当社の株式報酬規程に別途定める場合には、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認めた理由による場合その他当社の株式報酬規程に別途定める場合を除き、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

#### **(ご参考)**

本総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本改定後の本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境などの改善により、景気は緩やかに回復しています。しかしながら、中東・東アジア情勢等の地政学リスクの高まりや米国の通商政策の動向、物価上昇による消費者の節約志向の継続など、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような経営環境の下、当社グループは、中期経営計画『増強21-25』の基本戦略に基づき、最終年度として「事業ポートフォリオの改革」と「各事業の増強」に取り組みました。事業の柱である研磨材事業は、AI関連向け先端半導体やデータセンターへの投資需要の増加を背景に、受注が堅調に推移しました。また、化学工業品事業は、電子材料や高機能樹脂など高い成長性を持つ分野が牽引し、受注が好調に推移しました。一方、生活衣料事業は、人件費の増加やコスト高騰、円安の影響により厳しい環境が続いています。主力の店頭販売も、気温変化の影響に加え、売場の縮小もあり、買い控えの傾向が見られました。

この結果、当期の連結業績は、売上高は前年同期比3,016百万円（7.0%）増収の45,929百万円、営業利益は1,667百万円（25.7%）増益の8,143百万円、経常利益は1,681百万円（25.2%）増益の8,356百万円となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比1,135百万円（25.4%）増益の5,612百万円となりました。

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

#### ① 研磨材事業

世界の半導体市場は、AIやクラウドインフラ、先端電子機器などに対する継続的な需要を背景に、今後も成長が見込まれています。このような中、超精密加工用研磨材の半導体デバイス用途（CMP）は、生成AIの普及による最先端ロジック向け半導体の需要増加により受注が堅調に推移しました。シリコンウエハー用途は、汎用品用途の需要は弱いものの、先端品用途の需要は堅調で一定水準の売上を確保しました。ハードディスク用途はデータセンター向けの需要が戻り、液晶ガラス用途では中国の家電補助金政策によりパネル需要が好調に推移し、受注が増加しました。

この結果、売上高は前年同期比3,253百万円（16.9%）増収の22,561百万円となり、営業利益は1,655百万円（35.0%）増益の6,385百万円となりました。

## ② 化学工業品事業

機能性材料、医薬中間体および農薬中間体などの受託製造は、半導体を含む電子材料市場の拡大が継続していることに加え、在庫調整が続いていた農薬市況においても緩やかな回復傾向が見られ、受注が堅調に推移しました。米国の通商政策や中東情勢緊迫化の影響を受けることなく、工場の稼働は総じて高い水準を維持しました。

この結果、売上高は前年同期比638百万円（4.7%）増収の14,113百万円となり、営業利益は200百万円（16.4%）増益の1,417百万円となりました。

## ③ 生活衣料事業

繊維素材は、人件費の増加やコスト高騰、円安の影響により、依然として厳しい経営環境が続いています。機能性繊維を製造してきた小坂井工場は、経営資源を高採算事業に集中させる方針のもと、生産・販売を終了しました。繊維製品は、主力である年間定番品が売場の縮小や消費者の買い控えの影響を受け、売上が減少しました。また、海外向け販売も日中対立の影響により新規受注が減少しています。

一方、アウトドア向け製品では、ECと実店舗を組み合わせた販売戦略を展開し、専門店への卸売や販促活動の強化を進めるなど、積極的な取り組みを行っています。

この結果、売上高は前年同期比643百万円（9.2%）減収の6,323百万円となり、営業利益は148百万円（25.3%）減益の438百万円となりました。

## ④ その他の事業

化成品部門は、医療機器用部品やデジタルカメラ用部品の受注が堅調に推移しました。一方、金型部門においては、自動車用途では業界全体の不透明感が続いており、回復には至っていません。また、事務機器用途では開発案件の端境期にあたるため、売上が伸び悩んでいますが、医療分野を中心とした新規分野への展開を積極的に進めています。

この結果、売上高は前年同期比231百万円（7.3%）減収の2,930百万円となり、営業利益は40百万円減益の98百万円の損失となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、2006年度の中期経営計画『変身06-10』から『増強21-25』に至るまで、5つの中期経営計画を策定し、着実に実行してまいりました。『増強21-25』では、事業ポートフォリオの見直しや重点事業の強化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に努め、各事業の成長基盤の増強と収益力向上に取り組んできました。その結果、半導体市場の不振による厳しい環境もありましたが、2024年度以降は業績が回復し、2025年度は営業利益・当期純利益ともに過去最高となりました。

この期間中、主力の研磨材事業では、生産能力の増強を進めるとともに、壬生川工場に技術開発棟、台湾に研究開発施設の建設を進めました。化学工業品事業では、柳井工場の第5プラント建設、生活衣料事業ではEC推進と高収益製品への注力、その他の事業では、化成品部門で大分工場の成形工場増設を実施しました。また、人事制度面では賃金引き上げ、休日増加、労働時間の統一化など、福利厚生の充実と抜擢型人事の強化にも取り組みました。

この『増強21-25』に続き、2026年度から2030年度を計画期間とする中期経営計画『進化26-30』を策定し、2026年4月より実行しております。新たにめざす方向性としては、堅調な成長が期待できる半導体市場を背景に、2035年度での大幅な売上拡大（売上高1,000億円、営業利益200億円の達成）を目標とした飛躍的な成長ステージへの到達をめざしています。

本中期経営計画では、事業基盤の進化として、研磨材や化学工業品を中心とした事業体制への更なる転換を図るとともに、機能基盤の強化にも注力し、当社をさらに上のステージへ引き上げてまいります。具体的な施策としては、計画期間の5年間で480億円の設備投資を実施し、新規事業の開発や新たな分野への事業拡大にも積極的に取り組みます。加えて、従業員の成長促進と働きやすい職場づくりを一層強化し、組織全体の総合力と成長力の向上をめざします。

計画期間の前半3年間では、『増強21-25』で得られた成果を活かし、営業利益100億円の早期達成を図ります。後半2年間では、新たに構築した基盤をもとに、2030年度での売上高650億円、営業利益130億円の達成に向けて成長を加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は8,081百万円で、主として化学工業品事業における生産能力増強および生産設備の更新等ならびに研磨材事業における研究開発および品質向上等に係るものです。

### (4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第203期 2023年3月期	第204期 2024年3月期	第205期 2025年3月期	第206期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	37,669	36,108	42,912	45,929
経 常 利 益 (百万円)	5,041	3,276	6,675	8,356
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,399	2,117	4,477	5,612
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	98円85銭	61円74銭	135円27銭	165円94銭
総 資 産 (百万円)	61,368	62,512	66,608	71,816
純 資 産 (百万円)	42,920	43,973	47,460	51,691
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,247円61銭	1,292円71銭	1,394円66銭	1,533円06銭

- (注) 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第205期の期首から適用しており、第204期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第205期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第203期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

### (6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- ① 研磨材・不織布・合成皮革工業品の製造、加工、販売
- ② 各種化学工業品の製造、加工、販売
- ③ 各種繊維製品の製造、加工、販売

(7) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フジボウ愛媛(株)	450百万円	100.0%	超精密加工用研磨材および機能性不織布の製造・販売
柳井化学工業(株)	300百万円	100.0	化学工業製品の受託製造
(株)フジボウアパレル	100百万円	100.0	「B.V.D.」ブランド等繊維製品の製造・販売
フジボウテキスタイル(株)	300百万円	100.0	紡績糸、編物および機能性繊維等の製造・販売
台湾富士紡精密材料股份有限公司	1,000百万 新台幣ドル	100.0	超精密加工用研磨材の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む11社であります。  
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 3. 台湾富士紡精密材料股份有限公司への出資は、フジボウ愛媛(株)を通じての間接所有となっております。

(8) 主要な事業所および工場 (2026年3月31日現在)

会社名	事業所および工場
当社	本社(東京都)、大阪支社(大阪府)
フジボウ愛媛(株)	壬生川本社工場(愛媛県)、東京営業所(東京都)、小山工場(静岡県)、小坂井工場(愛知県)、大分工場(大分県)
柳井化学工業(株)	柳井本社工場(山口県)、東京本社(東京都)、武生工場(福井県)
(株)フジボウアパレル	本社(東京都)、大阪営業所(大阪府)、札幌営業所(北海道)、ジンタナフジボウコーポレーション(タイ国)
フジボウテキスタイル(株)	本社(東京都)、大阪営業所(大阪府)、小坂井工場(愛知県)、和歌山工場(和歌山県)、タイフジボウテキスタイル(株)(タイ国)
台湾富士紡精密材料股份有限公司	本社工場(台湾)

**(9) 従業員の状況** (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,324名	5名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

**(10) 主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	150 <sup>百万円</sup>

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,354,000株

(3) 株主数 5,193名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,275,500 株	11.35 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,176,700	10.47
MLI FOR SEGREGATED PB CLIENT	552,900	4.92
明治安田生命保険相互会社	533,500	4.75
株式会社三菱UFJ銀行	500,000	4.45
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	474,527	4.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	401,960	3.58
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	336,000	2.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	322,500	2.87
JPMS PLC CLIENT ASSETS SK JPY	306,800	2.73

(注) 持株比率は、自己株式 (114,771株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、2025年7月23日付で自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、後記「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額 ②非金銭報酬等の内容」および「同 ④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要」に記載のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,588株	5名

(注) 上記のほか、取締役を兼務しない執行役員9名に対して2,155株を交付しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元強化および資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項および定款の定めにより、2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年5月16日から2025年7月31日の間、東京証券取引所における市場買付によって92,000株の自己株式を499,872,000円で取得いたしました。

当社は、2025年10月31日開催の取締役会において所在不明株主の株式売却を行うことを決議し、法令の規定に基づく所要の手続を経たうえで、2026年2月27日開催の取締役会において所在不明株主721名の所有株式16,341株の全部を当社が自己株式として買い取ることを決議し、同年3月2日付でこれを実施いたしました。

当社は、2026年1月30日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行可能株式総数が30,000,000株から90,000,000株に、発行済株式総数が11,354,000株から34,062,000株になっております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	井 上 雅 偉	
代表取締役 専務執行役員	平 野 治	人事統括、総務担当 秘書室長
代表取締役 常務執行役員	佐々木 辰 也	経営企画統括 財務経理・I R・リスク管理担当
取締役 常務執行役員	望 月 吉 見	研磨材事業統括、知的財産担当 フジボウ愛媛(株)代表取締役社長
取締役 上席執行役員	戸 坂 浩 二	化学工業品事業統括、環境安全推進担当 柳井化学工業(株)代表取締役社長
取 締 役	ルース・マリー ・ ジャーマン	(株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 (株)KADOKAWA社外取締役 アース製薬(株)社外取締役
取 締 役	小 林 久 志	
取 締 役	佐 藤 梨江子	(株)テプコシステムズ常任監査役
取 締 役	壺 田 貴 弘	
常 勤 監 査 役	野 口 篤 謙	
常 勤 監 査 役	岡 本 勝 彦	
監 査 役	大 塚 幸 太 郎	中川・大塚法律事務所代表弁護士
監 査 役	藤 居 勝 也	

- (注) 1. 取締役 ルース・マリー・ジャーマン、小林久志、佐藤梨江子および壺田貴弘の4氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 岡本勝彦氏ならびに監査役 大塚幸太郎および藤居勝也の両氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役 野口篤謙および岡本勝彦の両氏ならびに監査役 藤居勝也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役 野口篤謙氏は、当社財務・経理部門での業務経験を有しております。
  - ・常勤監査役 岡本勝彦氏は、他社において財務・経理部門での業務経験を有しております。
  - ・監査役 藤居勝也氏は、他社において財務・経理部門での業務経験を有しております。
4. 取締役 ルース・マリー・ジャーマン、小林久志、佐藤梨江子および壺田貴弘の4氏ならびに常勤監査役 岡本勝彦氏および監査役 大塚幸太郎および藤居勝也の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(ご参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	鈴木 真	内部監査・法務・コンプライアンス担当
常務執行役員	清水 康弘	生活衣料事業・化成品事業統括 快適商品開発部長 (株)フジボウアパレル代表取締役副会長、(株)IPM代表取締役会長
上席執行役員	岡田 祐明	人事担当 人事部長
上席執行役員	中村 隆夫	大阪支社長、人事担当部長
執行役員	広田 幸史	研磨材事業営業統括 フジボウ愛媛(株)取締役副社長執行役員
執行役員	鈴木 基文	化成品事業・近未来商品開発担当 近未来商品開発統括部長
執行役員	武田 秀則	研磨材事業技術統括、施設担当 フジボウ愛媛(株)取締役専務執行役員
執行役員	岩國 信利	生活衣料事業・お客様相談・広告宣伝担当 (株)フジボウアパレル代表取締役社長 フジボウテキスタイル(株)代表取締役社長
執行役員	大宅 隆史	経営企画担当 経営企画部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 ルース・マリー・ジャーマン、小林久志、佐藤梨江子および壺田貴弘の4氏ならびに社外監査役 大塚幸太郎および藤居勝也の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

#### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

##### ① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	202 (29)	187 (29)	—	14 (—)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	52 (32)	52 (32)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は上記「2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」ならびに後記「②非金銭報酬等の内容」および「④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要」に記載のとおりです。
2. 上記には、2025年6月27日開催の第205回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

##### ② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」または「株式報酬」という。）であり、2025年7月23日付で、社外取締役を除く取締役5名に対して、譲渡制限期間を3年間として、自己株式2,588株を割り当てております。当該株式報酬のその他の内容については、後記「④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要」に記載のとおりです。

##### ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。また、当該基本報酬（金銭報酬）とは別枠で、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内、株式数の上限を年15,000株以内（2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、当該株式分割後は年45,000株以内に調整）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

監査役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）について、2021年2月26日開催の取締役会において決議し、その後、同年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定の委任先の変更に係る改定を行うことを決議いたしました。2021年2月26日開催の取締役会および同年6月29日開催の取締役会には、独立社外取締役3名を含む取締役8名全員が出席しております。

イ. 決定方針の内容の概要

決定方針の概要は、以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、透明性、客観性を確保したうえで株主と価値共有を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、2013年6月27日開催の第193回定時株主総会の決議によって決定した年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）の限度額内において、基本報酬（金銭報酬）と株式報酬の割合、個々の職責および実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（当該報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、譲渡制限付株式または株式報酬）とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（社外取締役を除く）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各事業年度において一定の時期に割り当てるものとする。

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として、2019年6月27日開催の第199回定時株主総会の決議によって決定した年額30百万円以内の範囲内で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切な水準の数の株式が割り当てられる額の金銭報酬債権を支給し、当該取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとする。各事業年度において当該取締役に割り当てる譲渡制限付株式の株式数は、総数15,000株（2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、当該株式分割後は総数45,000株に調整）を上限として、また、その払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける当該取締役に特に有利な金額とはならない範囲で、取締役会で決定するものとし、譲渡制限期間（以下、本譲渡制限期間）は、割当てを受けた日から3年間から5年間までの間で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切な期間として当社の取締役会が定める期間とする。

#### 4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬（金銭報酬）および株式報酬（非金銭報酬等）の種類別の報酬割合については、過度なインセンティブとならないように配慮し、基本報酬（金銭報酬）に多くの比重を置いて設定することとする。

なお、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および非金銭報酬等としての株式報酬から構成され、業績連動報酬等を含まず、また、社外取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項を含む）

取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬（金銭報酬）の額については、取締役会決議に基づき、取締役会の下に設置する報酬委員会がその決定について委任を受けるものとする。当該委任を受けた決定権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されるものとする。

また、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の内容の決定については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の金銭報酬債権の額および割当株式数を決定する。

6. 以上のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

株式報酬について、当社は、取締役（社外取締役を除く）にとって、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切なものとなるよう、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合その他当社の株式報酬規程に別途定める場合には、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認めた理由による場合その他当社の株式報酬規程に別途定める場合を除き、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、基本報酬（金銭報酬）については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っている報酬委員会が決定していることを確認しているため、また、株式報酬については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っている報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、取締役会は、基本的にその答申を尊重しているため、取締役の個人別の報酬等の内容はいずれも決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

基本報酬（金銭報酬）について、2025年6月27日開催の取締役会にて報酬委員会に、取締役の個人別の報酬の具体的な額の決定を委任する旨の決議をしております。当該権限が報酬委員会によって適切に行使されるよう、報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役としており、具体的には、委員長として井上雅偉氏（代表取締役社長）、委員として平野治氏（代表取締役）、佐々木辰也氏（代表取締役）、ルース・マリー・ジャーマン氏（独立社外取締役）、小林久志氏（独立社外取締役）、佐藤梨江子氏（独立社外取締役）および壺田貴弘氏（独立社外取締役）により構成されております。この権限を委任した理由は、取締役の報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を確保するためには、上記のとおり独立性の高い構成となっている報酬委員会が適しているからであります。

なお、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の内容の決定については、報酬委員会の答申を得て、取締役会の決議により、取締役の個人別の金銭報酬債権の額および割当株式数を決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社 外 取 締 役	ルース・マリー・ジャーマン	(株)ジャーマン・インターナショナル	代表取締役社長	該当する事項はありません。
		(株)KADOKAWA	社 外 取 締 役	該当する事項はありません。
		アース製薬(株)	社 外 取 締 役	該当する事項はありません。
社 外 取 締 役	佐 藤 梨江子	(株)テプコシステムズ	常 任 監 査 役	該当する事項はありません。
社 外 監 査 役	大 塚 幸太郎	中川・大塚法律事務所	代 表 弁 護 士	該当する事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	ルース・マリー・ジャーマン	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
社 外 取 締 役	小 林 久 志	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
社 外 取 締 役	佐 藤 梨江子	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
社 外 取 締 役	壺 田 貴 弘	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
社 外 監 査 役	岡 本 勝 彦	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社 外 監 査 役	大 塚 幸太郎	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社 外 監 査 役	藤 居 勝 也	2025年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾富士紡精密材料股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展をめざしつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。
- ③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。
- ④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。
- ② 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会および経営会議を定期的開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。
- ② 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

#### **(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 上記(1)、(3)および(4)の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。
- ② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

#### **(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

#### **(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

#### **(8) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。
- ② 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。
- ③ 当社は上記②に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

#### **(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

#### **(10) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

当社の上記「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査および経営企画部による子会社の業務運営状況の確認を通じて、内部統制システム全般の評価および改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室と会計監査人が連携し、実効性ある統制の整備・推進、統制活動のモニタリングを実施しています。

② コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規則」に基づき、取締役会により任命される役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス・プログラムに基づく施策の推進状況、ならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての協議などを行っております。

コンプライアンス・プログラムでは「富士紡グループ行動憲章」や、各種法令遵守の重要性、企業倫理ホットラインの周知などにより実効性向上に努めています。

③ リスク管理体制

当社は、「リスク運営規則」および「リスク管理委員会運営手続」に基づき、代表取締役を含むリスク管理委員会を当事業年度において2回開催しました。リスク管理委員会では、リスク管理・運営に係る方針およびリスク管理態勢整備に関する重要事項、顕在・潜在リスクの情報収集、評価および対応策について協議を行いました。

④ グループガバナンス体制

当社は、「関係会社運営規則」および「関係会社運営承認基準」において、当社グループ各社の重要事項については、当社による承認または当社への報告を必要とする基準を定め、関係会社の経営を効率的に管理する体制を整備しています。また、当事業年度は当社グループの全幹部社員を対象とした「グループ経営方針説明会」を2回開催し、当社グループの戦略・政策方針の共有化を図っています。

⑤ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催され、監査役全員による取締役会への出席、取締役・従業員からのヒアリングならびに常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席などを通じて取締役の職務の執行の監査、内部統制システムの整備および運用状況の確認を行いました。また、代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役、会計監査人および内部監査室との連携などにより監査の実効性向上を図っています。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきであると考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、受け入れる余地もあり得ると考えております。

しかし、株式の大規模買付の中には、対象会社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのような情報が明らかにされないまま大規模買付が行われると、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益が害される可能性があります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させる者でなければならず、上記のような当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社は、このような者による大規模買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

#### ① 企業価値向上のための取組み

当社は企業価値の更なる向上をめざし、2026年度を初年度、2030年度を最終年度とする5か年の中期経営計画『進化26-30』を策定しております。本中期経営計画では、「選ばれるグローバルニッチナンバーワン企業」への進化をめざし、堅調な半導体市場を背景に、2030年度での売上高650億円、営業利益130億円の達成を目標としております。これにより、当社をさらに高い成長ステージへ引き上げてまいります。

これまで実行してきた『変身06-10』から『増強21-25』までの中期経営計画で培った高収益体質を一層強化するとともに、事業基盤の進化として研磨材や化学工業品を中心とした事業体制への転換を図ります。また、機能基盤の強化にも注力し、更なる成長を実現してまいります。計画期間中は、積極的な設備投資を行うとともに、新規事業開発や新たな分野への事業拡大にも力を入れてまいります。さらに、従業員の成長促進と働きやすい職場づくりをより一層強化し、組織全体の総合力と成長力の向上をめざします。

## ② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役9名中4名が、当社が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役（独立社外取締役）であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。そのため、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占め、独立性の高い取締役会により経営監督機能が発揮される体制となっております。また、各取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は1年間としております。

監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断いただくための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様にご検討いただくために必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

## (4) 上記(2)および(3)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(2)および(3)の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるためのものであるため、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>71,816</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>20,124</b>
<b>流動資産</b>	<b>25,580</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,305</b>
現金及び預金	9,535	支払手形及び買掛金	3,704
受取手形	6	電子記録債権	1,745
電子記録債権	202	短期借入金	134
売掛金	8,735	リース債権	40
商品及び製品	1,162	未払法人税等	1,329
仕掛品	2,655	契約負債	173
原材料及び貯蔵品	2,044	賞与引当金	965
その他の他	1,243	その他の他	5,211
貸倒引当金	△7	<b>固定負債</b>	<b>6,819</b>
<b>固定資産</b>	<b>46,235</b>	長期借入金	90
<b>有形固定資産</b>	<b>41,220</b>	リース債権	56
建物及び構築物	12,094	繰延税金負債	1,065
機械装置及び運搬具	7,383	再評価に係る繰延税金負債	744
土地	14,803	退職給付に係る負債	4,047
リース資産	37	資産除去債務	529
建設仮勘定	5,700	その他の他	285
その他の他	1,200	<b>(純資産の部)</b>	<b>51,691</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>376</b>	<b>株主資本</b>	<b>47,027</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,638</b>	資本金	6,673
投資有価証券	3,864	資本剰余金	1,277
繰延税金資産	245	利益剰余金	39,760
その他の他	528	自己株式	△684
<b>資産合計</b>	<b>71,816</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,664</b>
		その他有価証券評価差額金	1,971
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	1,566
		為替換算調整勘定	1,208
		退職給付に係る調整累計額	△81
		<b>非支配株主持分</b>	<b>0</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>71,816</b>

## 連結損益計算書

(自 2025年 4月 1日)  
(至 2026年 3月31日)

(百万円未満切捨)

		百万円
売	上	45,929
売	上	28,992
<b>売</b>	<b>上</b>	<b>16,937</b>
販	費	8,793
<b>営</b>	<b>業</b>	<b>8,143</b>
営	業	121
受	取	398
雑	収	520
営	業	10
支	払	296
雑	損	307
<b>経</b>	<b>常</b>	<b>8,356</b>
特	別	214
固	定	165
特	別	778
固	定	944
減	損	7,626
<b>税</b>	<b>金</b>	<b>7,626</b>
法	人	2,157
法	人	△143
<b>当</b>	<b>期</b>	<b>5,612</b>
非	支	0
親	会	5,612

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 4月 1日)  
(至 2026年 3月31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 6,673	百万円 1,273	百万円 35,846	百万円 △28	百万円 43,765
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,638		△1,638
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,612		5,612
土地再評価差額金の取崩			△60		△60
自 己 株 式 の 取 得				△680	△680
自 己 株 式 の 処 分		3		23	27
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	3	3,913	△656	3,261
当 期 末 残 高	6,673	1,277	39,760	△684	47,027

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 1,329	百万円 △5	百万円 1,505	百万円 936	百万円 △71	百万円 3,694	百万円 0	百万円 47,460
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,638
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								5,612
土地再評価差額金の取崩								△60
自 己 株 式 の 取 得								△680
自 己 株 式 の 処 分								27
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	642	5	60	271	△9	969	0	969
当 期 変 動 額 合 計	642	5	60	271	△9	969	0	4,231
当 期 末 残 高	1,971	△0	1,566	1,208	△81	4,664	0	51,691

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>35,206</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>9,259</b>
<b>流動資産</b>	<b>9,751</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,242</b>
現金及び預金	6,062	電子記録債権	277
受取手形	124	短期借入金	60
売掛金	18	リース債権	31
前払費用	49	未払金	295
短期貸付金	3,028	未払費用	246
その他の流動資産	474	未払法人税等	26
貸倒引当金	△7	預り金	3,883
<b>固定資産</b>	<b>25,454</b>	前受収益	7
<b>有形固定資産</b>	<b>3,343</b>	賞与引当金	111
建物	208	その他の流動負債	303
構築物	6	<b>固定負債</b>	<b>4,016</b>
機械及び装置	20	長期借入金	90
車両及び運搬具	0	リース債権	45
工具器具及び備品	44	再評価に係る繰延税金負債	744
土地	3,042	退職給付引当金	2,873
リース資産	20	資産除去債務	209
<b>無形固定資産</b>	<b>159</b>	その他の固定負債	53
ソフトウェア	105	<b>(純資産の部)</b>	<b>25,946</b>
リース資産	47	<b>株主資本</b>	<b>22,626</b>
その他の無形固定資産	7	資本剰余金	6,673
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,951</b>	資本剰余金	1,277
投資有価証券	3,368	資本準備金	1,273
関係会社株式	9,095	その他の資本剰余金	3
出資金	4	<b>利益剰余金</b>	<b>15,359</b>
長期貸付金	8,927	利益準備金	394
長期前払費用	12	その他利益剰余金	14,964
繰延税金資産	291	繰越利益剰余金	14,964
その他の投資等	251	<b>自己株式</b>	<b>△684</b>
<b>資産合計</b>	<b>35,206</b>	評価・換算差額等	3,320
		その他有価証券評価差額金	1,754
		土地再評価差額金	1,566
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>35,206</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2025年 4月 1日)  
(至 2026年 3月31日)

(百万円未満切捨)

				百万円
営	業	収	益	5,864
営	業	費	用	3,404
<b>営</b>	<b>業</b>	<b>利</b>	<b>益</b>	<b>2,460</b>
営	業	外	収	
受	取	利	息	213
雑		収	配	145
営	業	外	費	
支	払	利	息	24
雑		損	失	104
<b>経</b>	<b>常</b>	<b>利</b>	<b>益</b>	<b>2,690</b>
特	別	利	益	
固	定	資	産	195
特	別	損	失	
固	定	資	産	29
関	係	会	社	780
減	損	損	失	166
<b>税</b>	<b>引</b>	<b>前</b>	<b>当</b>	
法	人	税	、	△72
法	人	税	等	△43
<b>当</b>	<b>期</b>	<b>純</b>	<b>利</b>	<b>1,910</b>
法	人	税	及	△115
法	人	税	等	△115
<b>当</b>	<b>期</b>	<b>純</b>	<b>利</b>	<b>2,026</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年 4月 1日)  
(至 2026年 3月31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	百万円 6,673	百万円 1,273	百万円 —	百万円 1,273	百万円 394	百万円 14,637	百万円 15,032	百万円 △28	百万円 22,951	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△1,638	△1,638		△1,638	
当期純利益						2,026	2,026		2,026	
土地再評価差額金の取崩						△60	△60		△60	
自己株式の取得								△680	△680	
自己株式の処分			3	3				23	27	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	3	3	—	327	327	△656	△325	
当 期 末 残 高	6,673	1,273	3	1,277	394	14,964	15,359	△684	22,626	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 1,206	百万円 1,505	百万円 2,712	百万円 25,663
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△1,638
当期純利益				2,026
土地再評価差額金の取崩				△60
自己株式の取得				△680
自己株式の処分				27
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	547	60	608	608
当期変動額合計	547	60	608	283
当 期 末 残 高	1,754	1,566	3,320	25,946

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

##### 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅孝典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木拓也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅孝典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木拓也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第206期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

富士紡ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 野 口 篤 謙 ㊟

常勤社外監査役 岡 本 勝 彦 ㊟

社外監査役 大 塚 幸 太 郎 ㊟

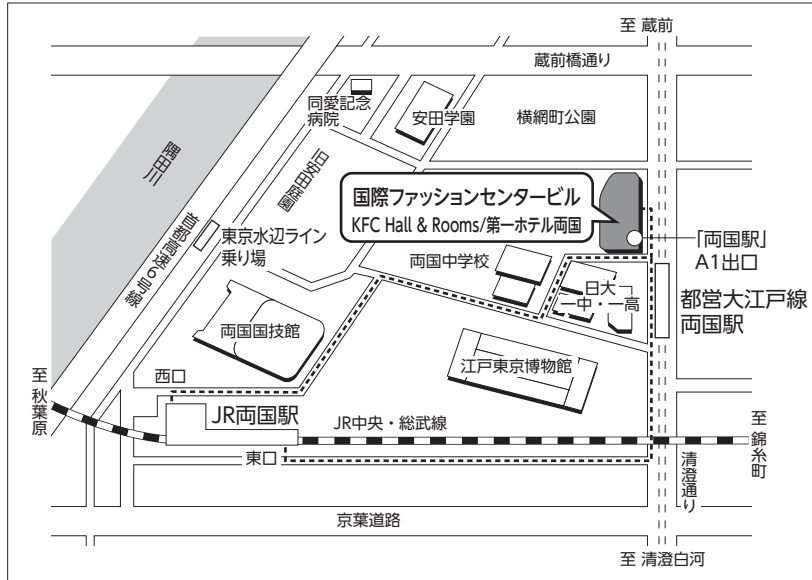
社外監査役 藤 居 勝 也 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

国際ファッションセンタービル10階  
(KFC Room101~103)

東京都墨田区横網一丁目6番1号  
電話 (03)5610-5801(代表)



- <最寄駅> 地下鉄（大江戸線） 両国駅 A1 出口より徒歩0分。  
JR（中央・総武線）両国駅  
東口改札より  
改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり（清澄通り）を左折。  
徒歩6分。  
西口改札より  
両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者用道路に沿って徒歩7分。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 **UD FONT** ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。